

令和5年度

由布市旧湯布院公民館跡地整備造成設計業務委託

[バスセンター・緑地]

造成基本設計業務委託特記仕様書

由布市 湯布院振興局地域振興課

I. 業務概要

本業務委託は由布市旧湯布院公民館跡地整備工事に伴い造成工事を必要とするが、敷地に高低差があるため敷地の形状を決めるための造成計画をおこなうものとする。

| | | | | | | |
|---|---|---------|----------------------------------|---------------|-----------------------|------|
| 1. 委託業務名称 | 令和5年度 由布市旧湯布院公民館跡地整備造成設計業務委託 | | | | | |
| 2. 計画施設概要 | | | | | | |
| (1) 施設名称 | | | | | | |
| (2) 敷地の場所 | 大分県由布市湯布院町川上3758番地1他 | | | | | |
| (3) 施設用途 | 児童クラブ棟、バスセンター、緑地等 | | | | | |
| 3. 業務概要 | <p>●造成基本設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う造成計画(建築基本設計補助含む) ・関係官公庁との協議等のマネジメント、資料作成 ・概算工事費の算出(比較検討含む) <p>※造成の形状により金額比較が生じるため、その資料等の作成を行う。</p> | | | | | |
| 4. 設計と条件 | | | | | | |
| (1) 敷地の条件 | | | | | | |
| (ア) 敷地面積 | 3,805.45 m ² | | | | | |
| (イ) 地域(用途等) | 都市計画区域内 商業地域及び第一種住宅地域 | | | | | |
| (2) 施設の条件 | | | | | | |
| (ア) 施設の延面積 | m ² | | | | | |
| (イ) 主要構造 | | | | | | |
| (ウ) 耐震安全性の分類 | | | | | | |
| 官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営第101号)による、耐震安全性の分類は次の通りとする。 | | | | | | |
| 1) 構造体 | <input checked="" type="radio"/> | I類 | <input type="radio"/> | II類 | <input type="radio"/> | III類 |
| 2) 建築非構造部材 | <input checked="" type="radio"/> | A類 | <input type="radio"/> | B類 | | |
| 3) 建築設備 | <input checked="" type="radio"/> | 甲類 | <input type="radio"/> | 乙類 | | |
| | <input type="radio"/> | 一般の施設 | <input checked="" type="radio"/> | 特定の施設 | | |
| (3) 造成の条件 | | | | | | |
| (ア) 予定工事費 | 約 | 250,000 | 千円 | ※児童クラブ建設費を含む。 | | |
| (イ) 造成(予定)工期 | 契約締結日から | | 令和 | 6年 | 2月 | 29日 |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から | | 令和 | 5年 | 10月 | 31日 |
| (5) 既存図面の有無 | | | | | | |
| (ア) 建築工事 | 無 | | | | | |
| (イ) 電気設備工事 | 無 | | | | | |
| (ウ) 機械設備工事 | 無 | | | | | |
| (6) 成績評定 | 本委託業務は成績評定の対象と (<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない) | | | | | |
| (7) その他 | | | | | | |

5. 設計仕様書に対する質疑について

別紙「指名について」(由布市財政課契約検査室より発送)を適用とする。

6. 特記仕様書の適用

(1)本特記仕様書(以下「特記仕様書」という)に記載された特記事項については「●」印のついたものを適用する。

(2)表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

(3)=(二重線)印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「大分県建築設計業務委託仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

(大分県ホームページ参照 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

1. 設計業務の内容及び範囲

(1)業務内容

増築工事に伴う造成工事基本設計

- ・ 建築基本設計の配置計画を基に造成計画
- ・ 造成計画を複数行い概算工事を算出
- ・ 関係者への計画概要説明、協議
- ・ 関係官公庁との協議

(2)その他

| | | |
|---|--------------------------------------|---------------------|
| ○ | 透視図作成 | 種類() 判の大きさ() |
| | | 枚数() 額の有無() 材質() |
| ○ | 模型製作 | 縮尺() 主要材料() |
| | | ケースの有無() 材質() |
| ○ | 日影図の作成 | |
| ○ | ランニングコストの計算 | |
| ● | 現況調査 | |
| ● | 事業説明用の資料 | |
| ● | 官公庁との協議・申請・届出及びそれに伴う資料作成並びに手数料等の費用負担 | |

2. 業務計画書

調査職員に提出する業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- ・ 業務概要
- ・ 業務工程表
- ・ 業務組織計画書
- ・ 成果物の内容、部数
- ・ 連絡体制(緊急時含む)
- ・ 各担当技術者の経歴等
- ・ 協力事務所の名称等(協力者がある場合のみ)
- ・ 実施方針
- ・ 使用する主要機器等
- ・ 打合せ計画
- ・ 使用する主な図書及び基準
- ・ その他必要事項

(参考様式 大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kijyun.html>)

3. 業務の実施

(1)一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び建築配置計画に基づき行う。
- b. 詳細設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- e. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた詳細設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2)提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を遅延なく提出すること。

(3)打合せ及び記録

本業務についての打合せ及び協議事項は、全て議事録を作成し、委託者に提出すること。

(4)資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

(5)法令等の順守

受託者は、本業務の実施にあたり、設計基準や指針等に関する法律並びに法令、規則等を遵守しなければならない。

(6)秘密保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

(7)暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受注者は、当確委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。

なお、再委託業者に対しても同様の対応を行うように周知徹底すること。

(8)成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第5条第2項の規定の範囲内で使用することがある。

(9)瑕疵の担保責任

本委託業務における成果物の引渡し後3年以内に瑕疵があることが発見された場合は、契約約款第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して期間を定めて瑕疵の修補等を請求する。

(10)成果物の提出部数

- 基本計画図・平面図
- 主要断面図
- 排水計画図
- 比較検討資料
- 概算工事費算出資料
- 基本計画説明書
- 関係機関協議記録書

※ 提出はデータ(CD,DVD:2枚)、製本1部とする。

提出前に監督員に再確認を行うこと。

※ CADデータはJWW形式を基本とする。それ以外の形式(DXF、SFC等)で提出する場合は、Jw_cadにてデータの再現性を確認すること。

(11)関連事項

- a. データを提出する場合は、事前にアンチウイルスソフトを用いて最新のウイルス定義ファイル及び検出プログラムによりウイルスを検出し、駆除すること。

(6)その他

a.

b.
